

石川県公報

令和元年12月24日

第13268号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所のサービスの指定の取消し（厚生政策課）	1	○保安林の指定（森林管理課）	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所のサービスの指定の取消し（同）	1	○特定調達契約に係る入札公告（管財課）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し（長寿社会課）	1	○入札公告（産業政策課）	4
		○大規模小売店舗の新設の届出の公告（経営支援課）	5
		○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産課）	7

告 示

石川県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定により、次のとおり指定介護機関のサービスの指定を取り消した。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		サービス名	取消年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社 新世紀 ケアサービス	金沢市栗崎町2丁目414 番地	新世紀ケアサービ ス加賀	加賀市山代温泉桔梗 丘3丁目24-3	訪問介護	令和元年 12月20日

石川県告示第289号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定により、次のとおり指定介護機関のサービスの指定を取り消した。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		サービス名	取消年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社 新世紀 ケアサービス	金沢市栗崎町2丁目414 番地	新世紀ケアサービ ス加賀	加賀市山代温泉桔梗 丘3丁目24-3	訪問介護	令和元年 12月20日

石川県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	取 消 年月日	サービスの種類
1770600201	株式会社 新世紀ケアサー ビス	新世紀ケアサービス加賀 加賀市山代温泉桔梗丘3丁目24-3	令和元年 12月20日	訪問介護

石川県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
金沢市堂町井96から99まで、101から108まで、110、112から115まで、ナ1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調達内容
 - 調達役務の名称及び数量
ア 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1） 一式
イ 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2） 一式
ウ 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式
 - 調達案件の仕様等
調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。
 - 履行期限
令和3年3月31日
 - 履行場所
金沢市鞆月1丁目地内
 - 入札方法
（1）の調達役務ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成31年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成31年石川県告示第127号)に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。)の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであること。
- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できるものであること。
- (5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)の清掃業務を平成29年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、令和2年1月20日(月)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課庁舎管理グループ
電話番号 076-225-1261
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明会
実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和2年1月27日(月)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。
- (4) 入札書の受領期限
令和2年2月5日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (5) 開札の日時及び場所
1(1)ア 令和2年2月5日(水)午後2時
1(1)イ 令和2年2月5日(水)午後2時30分
1(1)ウ 令和2年2月5日(水)午後3時
石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札参加者資格審査
この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。なお、資格の審査については、4(1)の場所で随時受け付けている。
- (4) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of services required

- ① Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1) 1 set
- ② Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2) 1 set
- ③ Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters) 1 set

(2) Due Date

31 March 2021

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Office

(4) Time limit of tender

Noon 5 February 2020

(5) Inquiry section regarding notice of tender

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

TEL 076-225-1261

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

カーボンフェードメータ 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和2年3月31日

(4) 履行場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和2年1月14日（火）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 令和2年1月24日（金）午前10時00分

開札 入札後、その場で直ちに行う。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー白山店・クスリのアオキ横江店

白山市横江町土地区画整理事業施行地区内5街区23 外39筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年8月17日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
14,280平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 300台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 50台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 359平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 40立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前6時30分から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和元年12月16日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
- 9 届出等の縦覧期間
令和元年12月24日から令和2年4月24日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和2年4月24日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項及び第8項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成30年12月21日公表。以下「石川県計画」という。)の全部を令和元年12月13日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

令和元年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成29年の生産量で3.9万トン(全国第26位)、生産額は183億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約2,400人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源水準の状況を見ると、低位が4から5割、高位が2割程度、残りが中位となっている。各資源の状況は年により変化しているが、低位にとどまっている資源や、悪化している資源も見られる。本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(令和元年12月4日公表。以下「基本計画」という。)により決定された漁獲可能量の県の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

11 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成31年1月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 平成31年1月から同年12月まで 33,000トン
- (3) まさば及びごまさば 令和元年7月から令和2年6月まで 若干
- (4) するめいか 平成31年4月から令和2年3月まで 若干
- (5) ずわいがに 令和元年7月から令和2年6月まで 348トン

2 第1種特定海洋生物資源の令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 令和2年1月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 令和2年1月から同年12月まで 19,000トン
- (3) まさば及びごまさば 令和2年7月から令和3年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (4) するめいか 令和2年4月から令和3年3月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (5) ずわいがに 令和2年7月から令和3年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、令和2年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりである。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類又は漁獲圧力を増加させない漁業種類については、「若干」とする。

まいわし 中型まき網漁業 8,000トン
定置漁業及び小型定置漁業等 若干

第4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)及びはえなわ(すけとうだら)漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

2 まあじ

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

3 まいわし

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

4 まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 するめいか

5トン未満の動力船による釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様

の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

6 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい

令和2年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

第6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の令和2年の管理の対象となる採捕の種類別に定める知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) 3,884隻日

第7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

